様式２２

工　事　請　書

１　工事番号　　登水請第　　　　号

２　工事名

３　工事場所　　登米市　　　　　　　　　　　　地内

４　工期　　　　　令和　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　まで

５　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

６　契約保証金　　　　　免　　　除

上記の工事について、次の条項によりお請けします。

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　登米市上下水道事業

登米市長　熊谷　康信　殿

　　　　　　　　　　請負者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

１　この契約において登米市を甲とし、請負者を乙とする。

２　乙は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づき、頭書の請負代金額をもって工期内に完成し、完成後は工事目的物を甲に引き渡し、甲はその請負代金を支払うものとする。

３　乙は、修繕、改造等に当たり、甲から引き渡しを受けた物件を善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくはき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

４　甲は、乙から工事完成の通知を受けた日から１４日以内に完成検査を行うものとする。

５　甲は、完成検査により工事の完成を確認し、乙から工事目的物の引き渡しがあったときは、直ちに当該工事の目的物の引き渡しを受けるものとする。

６　乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、　乙はその理由を明示した書面により甲に工期の延長変更を請求することができる。この場合において甲は損害金の支払を乙に請求することができる。損害金の額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

７　請負代金は、検査合格後乙から請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。甲がその責に帰すべき事由により請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

８　乙は、工事目的物に契約不適合があるときは、引き渡しの日から２年（木造又はこれに準ずる構造物の建物、その他の工作物の場合は１年）以内は、甲に対して目的物の補修又は損害賠償を負うものとする。

９　甲は、乙の債務不履行、不正な行為，登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年告示第２２７号）に該当するとき又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において乙は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、出来高部分については甲の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

10　乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はこれを請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

11　甲は、前項の規定により違約金等の追徴をする場合には、乙から遅延日数につき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

12　甲は、工事が完成するまでの間は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害賠償を請求することができる。

13　乙は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。乙は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

14　この契約につき、甲乙間に紛争の生じた場合は、甲及び乙は、建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するか又は、あっせん若しくは調停によりその解決を図るものとする。

15　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。